（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請）

第三十一条　法第三十二条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、特定株式等取得（法第三十二条第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする譲渡による特定株式等の取得をいう。以下同じ。）の対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2　主務大臣は、認定計画に法第三十二条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

（事業再編促進円滑化業務実施方針）

第三十二条　法第三十八条第一項の事業再編促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　事業再編促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二　事業再編促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　貸付けの対象

ロ　貸付けの方法

ハ　利率

ニ　償還期限

ホ　据置期間

ヘ　償還の方法

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三　事業再編促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、事業再編促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第三十三条　法第三十九条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請に係る意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第三十九条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第三十九条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第三十九条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第三十九条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三十四条　法第三十九条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再編促進業務の実施体制に関する事項

イ　事業再編促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　事業再編促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　事業再編促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　事業再編促進業務を行う地域に関すること。

ホ　事業再編促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　事業再編促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な事業再編促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四　事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　事業再編促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　事業再編促進業務の委託に関する事項

七　その他事業再編促進業務の実施に関する事項

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第三十五条　法第四十条第二項の規定による届出は、様式第三十八による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第三十六条　指定金融機関は、法第四十一条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十九による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書面

（協定に定める事項）

第三十七条　法第四十二条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再編促進業務の内容及び方法に関する事項

二　事業再編促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項

三　事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項

四　その他事業再編促進業務及び事業再編促進円滑化業務の実施に関する事項

（帳簿の記載）

第三十八条　法第四十三条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業再編促進業務の実施状況

二　事業再編促進業務に係る債権の状況

三　事業再編促進業務を行うために公庫から受けた事業再編促進円滑化業務による信用の供与の状況

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　指定金融機関は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、事業再編促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

（業務の休廃止の届出）

第三十九条　指定金融機関は、法第四十五条第一項の規定により事業再編促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四十による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二　事業再編促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面